

医政総発1010第1号
医政地発1010第1号
医政医発1010第3号
医政歯発1010第1号
医政看発1010第1号
平成26年10月10日

都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）
厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）
厚生労働省医政局医事課長
（公印省略）
厚生労働省医政局歯科保健課長
（公印省略）
厚生労働省医政局看護課長
（公印省略）

医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る
問題を防止するための取組の周知について

近年、医師及び看護師等の医療従事者の不足に伴い、医療機関において医療従事者の確保が困難となっている状況を受けて、一部の民間有料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が見られるところ
です。

今般、当省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課において、職業紹介事業者と医療機関等との間の問題の防止を図るため、下記のとおり取組をとりまとめたとの連絡がありましたので、内容について御了知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 リーフレットの作成・周知

職業紹介事業者と医療機関等との間の問題を未然に防止するため、医療機関等が職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレットを作成し、本省のホームページ等を通じて周知を図ること。

(参考) リーフレットを掲載しているURL

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000060813.pdf>

2 医療機関等からの相談対応の強化

医療機関等から職業紹介事業者の利用に係る相談や問合せがあった場合には、各都道府県労働局需給調整事業担当部課室において迅速・丁寧に対応する体制を整えること。